

## 訪問介護重要事項説明書

### 1 事業所の名称

有限会社しらゆり訪問介護事業所

### 事業所の所在地

福岡市西区野方5丁目7番11号

### 電話番号

(092)894-8885

### 事業の目的

指定訪問介護の適切な運営を確保するため、必要な人員及び運営規定に関する事項を定めることにより、指定訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意見、

人格を尊重し利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保する。

### 運営方針

介護保険制度に基づき、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の立場に立った適切なし指定訪問介護の提供を確保することを目的とする。利用者が要支援、要介護状態等になった場合において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮し、身体介護、その他全般にわたる援助を行う。

### 提供するサービスの内容

サービスの種類	対象	指定事業者番号
訪問介護	要介護者	4071201117
介護予防型訪問サービス	要支援者	4071201117
生活支援型訪問サービス	要支援者	40A1200310

## サービス提供地域

福岡市、春日市、大野城市、糸島市、那珂川市

## 営業日及び営業時間

サービス種類	曜日	提供時間
訪問介護	月曜日～金曜日	9：00～17：00
介護予防訪問介護、総合事業	月曜日～金曜日	9：00～17：00

※お盆の8月14日から16日、年末年始の12月30日から翌1月4日、祭日を除く。

## 2 事業所の職員勤務体制

主な職種	従事するサービス業務	人員
管理者兼サービス提供責任者	従業者業務の管理等	1名
サービス提供責任者	介護計画の作成及び調整、 介護員等への技術指導及 び訪問介護	3名
看護士	訪問介護サービスの提供	名
介護福祉士 (サービス提供責任者含む)	訪問介護サービスの提供	3名
ホームヘルパー 1級 (サービス提供責任者含む)	訪問介護サービスの提供	2名
ホームヘルパー 2級	訪問介護サービスの提供	名
事務員	必要な事務	名

## 3 サービス利用に対する負担額

訪問介護サービスを提供した場合の利用料の額は介護報酬の額。

厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲げる。なお、それ以外のサービス利用、通常のサービス実施地域以外の地域についてのみ所定交通費、関わる費用について別途自己負担とさせていただきますので、利用者へ事前に詳細を説明の上、同意を得なければならぬこととされています。

#### 4 サービス利用の中止

利用者の方がサービス利用の中止をする場合には速やかに下記の連絡先までご連絡下さい。

##### 連絡先

有限会社しらゆり訪問介護事業所  
電話 092-894-8886  
FAX 092-894-8886

利用者の都合でサービスを中止する場合には、出来るだけ祖サービスの前々日までにご連絡下さい。

前日、当日でのサービスの中止はキャンセル料金が発生する場合がありますのでご了承下さい。ご利用者様の体調不良、急変した場合はこの限りではありません。

#### 5 事故発生時の対応

事業所及びその従業者は、サービス提供中に事故が発生したときは、速やかに連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村（一部事務組合及び広域連合会を含む。以下、同じ。）当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。

事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

#### 6 秘密保持

事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。

#### 7 ①その他利用者のサービスの選択に資する重要事項（利用料等）

別紙参照。

②第3者評価の実施なし。

## 8 利用者からの苦情を処理するために講ずる概要

### 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については次のように対応致します。

相談、苦情に対する常設の窓口として、当事業所管理者、サービス提供責任者が相談担当とさせていただきます。常に利用者との連携を密にし、苦情等があった時には速やかに対応します。

担当者が必要であると判断した場合には、検討会議を行い利用者様の信頼と安心したサービスに取り組ませていただきます。(頂いたご相談・苦情等は、必ず当管理者まで報告いたします。)

検討の結果は早急に対応、共に記録保管、再発の防止に努めます。

訪問介護のサービスにあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明をいたしました。

### 公的機関の相談窓口

各保険者 ※福岡市以外の保険者も必要に応じて適宜加える。

福岡市 東 区福祉・介護保険課 電話 092-645-1069

博多区福祉・介護保険課 電話 092-419-1081

中央区福祉・介護保険課 電話 092-718-1102

南 区福祉・介護保険課 電話 092-559-5125

城南区福祉・介護保険課 電話 092-833-4105

早良区福祉・介護保険課 電話 092-833-4355

西 区福祉・介護保険課 電話 092-895-7066

糸島市 介護・高齢者支援課 電話 092-332-2070

大野城市長寿支援課 電話 092-580-1860

春日市高齢課 電話 092-584-1122

那珂川市高齢者支援課 電話 092-953-2211

福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話 092-642-7859

管理者兼サービス提供責任者：中村 富子 電話 092-894-8885

令 和 年 月 日

利用者 印